解散命令公告

大阪府公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成27年５月27日

大阪府知事　松井　一郎

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

・泉州毛布協同組合
　大阪府和泉市一条院町77番地の１
・栗本建設協力協同組合
　大阪市西区南堀江一丁目11番１号
・飛鳥シヨツピングセンター事業協同組合
　大阪市東淀川区山口町784番地
・全大阪塗装協同組合
　大阪市東住吉区住道矢田八丁目14番24号
・企業組合阿倍野松井食糧店
　大阪市阿倍野区文の里四丁目９番14号
・ＩＳＯ認証推進企業組合
　大阪市此花区四貫島二丁目23番14号
・大阪睦会建設業協同組合
　大阪市東成区東今里三丁目19番10号大阪土建株式会社内
・天王寺木材協同組合
　大阪市天王寺区堂ケ芝一丁目２番37号
・全大阪食肉事業協同組合
　大阪府羽曳野市向野三丁目８番１号
・堺食品企業組合
　大阪府堺市堺区北瓦町二丁１番９号
・協和ストア商業協同組合
　大阪市都島区毛馬町二丁目４番12号協和ストア内
・大阪防犯・防衛連合協同組合
　大阪市浪速区日本橋四丁目16番17号

（教示）

この処分に不服のあるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えを提起することができます。

⑴　この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第６条の規定により大阪府知事に異議申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

⑵　この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、⑴の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

行旅死亡人

本籍・住所不詳、年齢75歳位の男性（自称：新井**辰**實）、身長153㎝位、中肉型

上記の者は、平成27年４月28日午前９時50分東京都墨田区立川一丁目９番７号で死亡しているところを発見された方です。身元の特定が出来ませんでしたので、墨田区が火葬に付し、遺骨を保管しています。お心当たりのある方は、墨田区福祉保健部厚生課までお申し出ください。

平成27年５月27日

東京都　墨田区長　山本　　亨

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～70歳代の男性（推定）、着衣なし

上記の者は、平成27年３月25日午後６時15分頃、兵庫県加東市山国2019番地233、株式会社サハール東約200メートルの中尾池南西側法面下において発見されました。

検視の結果、遺体は白骨化した成人の頭蓋骨のみで、死亡推定日時は平成22年頃（推定）、死亡原因は不詳と思われます。身元不明のため、火葬に付し、遺骨は保管しています。

心当りのある方は、当市福祉事務所まで申し出てください。

平成27年５月27日

兵庫県　加東市長　安田　正義

会社その他の公告

解散公告

当組合は、平成二十七年五月二十六日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

青森市新町二丁目六番二七号
青森中心街区スタンプ事業協同組合
清算人　加藤　　博

解散公告

当社は、平成二十七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

山形県鶴岡市新形町一五番一一号
有限会社リーフ
清算人　石井　由美

解散公告

当社は、平成二十七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

福島県会津若松市七日町一〇番二号
鳳工業株式会社
代表清算人　田原佐千子

解散公告

当社は、平成二十七年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

福島県双葉郡浪江町大字酒田字原一六〇番地
アイマン・アブソリュート株式会社
代表清算人　立島　静子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

青森市新町二丁目六番二七号
青森中心街区スタンプ事業協同組合
清算人　加藤　　博

解散公告

当社は、平成二十七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

山形県鶴岡市新形町一五番一一号
有限会社リーフ
清算人　石井　由美

解散公告

当社は、平成二十七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

福島県会津若松市七日町一〇番二号
鳳工業株式会社
代表清算人　田原佐千子

解散公告

当社は、平成二十七年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

福島県双葉郡浪江町大字酒田字原一六〇番地
アイマン・アブソリュート株式会社
代表清算人　立島　静子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

東京都港区浜松町一丁目二番七号
ゼクス・イー・モーション株式会社
清算人　石井　和好

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

埼玉県川越市寿町一丁目二二五
ビル四〇一号室
清算人　井上千恵子

解散公告

当社は、平成二十七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

埼玉県日高市横手二丁目二一番地一四
マイ・ニッチ・システム株式会社
代表清算人　齊藤　孝司

解散公告

当社は、平成二十七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

埼玉県川越市南大塚四丁目一番地一
有限会社水村屋
代表清算人　水村　英一

解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

千葉県習志野市津田沼一丁目一二番七号
株式会社ソフテック
代表清算人　福島　直樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

埼玉県川越市寿町一丁目二二五
ビル四〇一号室
清算人　井上千恵子

解散公告

当社は、平成二十七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

埼玉県日高市横手二丁目二一番地一四
マイ・ニッチ・システム株式会社
代表清算人　齊藤　孝司

解散公告

当社は、平成二十七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

埼玉県川越市南大塚四丁目一番地一
有限会社水村屋
代表清算人　水村　英一

解散公告

当社は、平成二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

千葉県習志野市津田沼一丁目一二番七号
株式会社ソフテック
代表清算人　福島　直樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十七日

東京都港区浜松町一丁目二番七号
ゼクス・イー・モーション株式会社
清算人　石井　和好